

# 独立行政法人国立大学財務・経営センター法案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、独立行政法人国立大学財務・経営センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。（第一条関係）

### 二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立大学財務・経営センターとすること。（第二条関係）

### 三 センターの目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及

び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）における教育研究の振興に資することを目的とすること。（第三条関係）

#### 四 事務所

センターは、主たる事務所を千葉県に置くこと。（第四条関係）

#### 五 資本金

センターの資本金は、附則の規定により政府から出資があつたものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができるとし、センターは、その出資額により資本金を増加するものとする。（第五条関係）

### 第二 役員及び職員

#### 一 役員

センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、役員として、理事一人を置くことができるものとする。（第六条関係）

## 二 理事の職務及び権限等（第七条関係）

1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理するものとする。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とすること。ただし、理事が置かれていないときは、監事とすること。

## 三 役員の任期

役員の任期は、三年とすること。（第八条関係）

## 四 理事長の任命

文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、国立大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴くものとする。（第九条関係）

## 五 役員の欠格条項の特例（第十条関係）

1 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事

となることができるものとする。

2 センターの役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、所要の読替えを行うこと。

#### 六 役員及び職員の秘密保持義務

センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とすること。（第十一条関係）

#### 七 役員及び職員の地位

センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。（第十二条関係）

### 第三 業務等

#### 一 業務の範囲

センターは、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。（第十三条関係）

1 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技

術的助言を行うこと。

- 2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（以下「施設費貸付事業」という。）を行うこと。
- 3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。
- 4 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のもの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- 5 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- 6 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- 7 1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。

## 二 区分経理

センターは、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならないものとする。こと。（第十四条関係）

### 三 利益及び損失の処理の特例等

1 施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における一及び四から六までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てることができるものとする。こと。（第十五条第一項関係）

2 文部科学大臣は、1の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政

法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第十五条第二項関係)

3 センターは、1に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。 (第十五条第三項関係)

4 施設整備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しないものとする。 (第十五条第四項関係)

5 センターは、施設整備勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てなければならないものとする。 (第十五条第五項関係)

6 1から5に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第十五条第六項関係)

#### 四 長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券

1 センターは、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入

金をし、又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券（以下「債券」という。）を発行することができるとすること。（第十六条第一項関係）

2 1に規定するもののほか、センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができるものとする。（第十六条第二項関係）

3 文部科学大臣は、1、2の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。（第十六条第三項関係）

4 1、2の規定による債券の債権者は、センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。（第十六条第四項関係）

5 4の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。（第十六条第五項関係）

6 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができるものとする。（第十六条第六項関係）

7 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用すること。（第十六条第七項関係）

8 1から7に定めるもののほか、1、2の長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。（第十六条第八項関係）

## 五 債務保証

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、四の1、2の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができるものとする。（第十七条関係）

## 六 償還計画

1 センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならぬものとする。（第十八条第一項関係）

2 文部科学大臣は、1の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政

法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第十八条第二項関係)

七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む。)は、一三の規定によりセンターが交付する資金について準用すること。 (第十九条関係)

#### 第四 雑則

一 財務大臣との協議

文部科学大臣が承認及び認可を行おうとする場合に、財務大臣に協議すべきことを定めること。(第二十条関係)

二 主務大臣等

センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。(第二十一条関係)

三 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法については、センターの役員及び職員には適用しないこと。(第二十二条関係)

## 第五 罰則

所要の罰則規定を設けること。（第二十三条・第二十四条関係）

## 第六 附則

### 一 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

### 二 センターの成立

センターは、通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定の施行の時に成立することとするものとする。 （附則第二条関係）

### 三 職員の引継ぎ等

センターの成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（四一）において「旧設置法」という。）第九条の五に規定する国立学校財務センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとする。 （附則第三条関係）

#### 四 権利義務の承継等

1 センターの成立の際、センターの業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち、次に掲げるものその他政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計に相当する金額は、政府から出資されたものとする。こと。（附則第八条第一項関係）

(一) 旧設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産に係るもの

(二) 整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（五において「旧特別会計法」という。）に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係るもの

2 その他権利及び義務の承継等について所要の規定を設けること。

五 センターの成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧センターの長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、センターの成立の日においてセンターに奨学を目的として寄附されたものとする。こと。（附則第九条関係）

#### 六 国有財産の無償使用

国は、旧センターの職員の住居の用に供されている国有財産で政令で定めるものを、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができるものとする。 (附則第十条関係)

#### 七 センターの業務に関する特例等

1 センターは、当分の間、第三一の業務のほか、次の業務を行うものとする。 (附則第十一条第一項関係)

(一) 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、四  
1(二)の規定により承継される債務の償還及び当該債務に係る利子の支払(二)において「承継債務償  
還」という。)を行うこと。

(二) 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために四1(一)の規定により承継される財産の管理及び  
処分を行うこと。

2 その他業務に関する特例等について所要の規定を設けること。

八 その他所要の経過措置を設けること。